

平成30年12月

第69号

住宅だより

編集と発行

名古屋市住宅都市局

名古屋市住宅供給公社

発行日／平成30年12月18日

滞納整理強化月間実施中

ほとんどの方は、家賃や駐車場使用料を納期限までに納めていただいていますが、なかには督促状を送付しても、また、訪問しても納めていただけない場合があります。

家賃の滞納状況によっては住宅明渡しの裁判や強制執行を行います。



家賃・駐車場使用料のお支払いは便利な「口座振替」をぜひご利用ください

●申込用紙は…

お近くの管理事務所、方面事務所に用意してあります。

忙しくて取りに行けない方は…

名古屋市住宅供給公社 収納課

☎052-523-3882までご連絡ください。
申込用紙をお送りします。

●手続きは簡単…

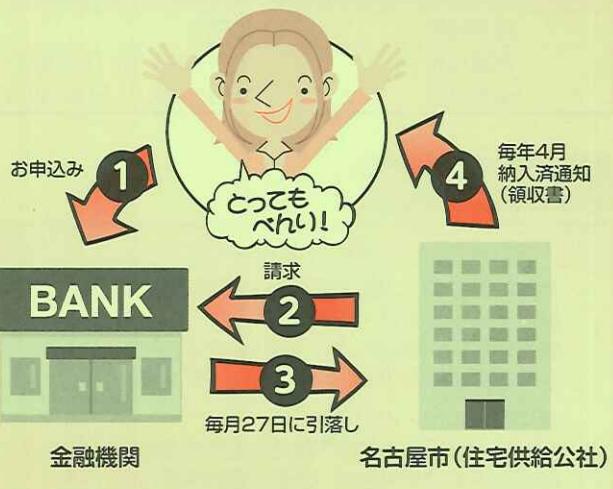
申込用紙に必要事項を記入し、通帳と届出印をご持参の上、金融機関へ提出してください。

●引落し日は…

毎月27日です。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

口座振替・自動払込とは (金融機関) (ゆうちょ銀行)



家賃・駐車場の使用料の減額について

市営住宅には家賃や駐車場使用料の減額制度、定住促進住宅には家賃の減額制度があります。該当する方が家賃や駐車場使用料の減額を受けるためには申請が必要です。詳しくはお近くの管理事務所、方面事務所でお尋ねください。

市営住宅

家賃

市営住宅の家賃減額制度には、福祉減額や低所得者減額などがあります。

※重複して申請することはできません。

※生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減額を受けることができません。

①福祉減額

区分		対象要件(収入基準)	減額の内容
1	身体障害者(1・2級)世帯 精神障害者(1級)世帯 愛護手帳受給者(1・2度)世帯 戦傷病者(特別項症、第1・第2項症)世帯 原子爆弾被爆者世帯、寝たきり高齢者等世帯	所得月額 158,000円以下	家賃の30%を減額
2	身体障害者(3・4級)世帯 精神障害者(2級)世帯 愛護手帳受給者(3度)世帯 戦傷病者(第3~6項症、第1款症)世帯 高齢者世帯 寡婦・寡夫世帯、非婚のひとり親世帯	所得月額 0円	家賃の30%を減額
	所得月額 0円を超える 30,750円以下	家賃の20%を減額	
	所得月額 30,750円を超える 158,000円以下	家賃の10%を減額	

※寝たきり高齢者等世帯…65歳以上で引き続き3ヶ月以上寝たきり状態又は65歳以上で引き続き3ヶ月以上認知症の方がいる世帯

※高齢者世帯…65歳以上の高齢者のみでお住まいの世帯

※寡婦・寡夫世帯…夫もしくは妻と死別又は離婚後、現に法律婚をしていない方(事実婚をしている方は除く)(★)で、同居する18歳未満の方を扶養している世帯

※非婚のひとり親世帯…法律婚によらないで母又は父となり、現に法律婚をしていない方(事実婚をしている方は除く)(★)で、同居する18歳未満の方を扶養している世帯

(★)の対象者については、所得税法第2条に規定する「寡婦」又は「寡夫」の所得要件及び扶養要件を満たしている必要があります。

②低所得者減額

対象要件(収入基準)		減額の内容
所得月額	0円	家賃の30%を減額
所得月額	0円を超える30,750円以下	家賃の20%を減額
所得月額	30,750円を超える61,500円以下	家賃の10%を減額

駐車場使用料

区分		対象要件(収入基準)	減額の内容
1	身体障害者(1・2級)世帯、精神障害者(1級)世帯 愛護手帳受給者(1・2度)世帯 戦傷病者(特別項症、第1~第3項症)世帯 原子爆弾被爆者(厚生労働大臣認定書)世帯	所得月額 158,000円以下	使用料の75%を減額
2	身体障害者(3・4級)世帯 ただし、4級については下肢障害を有する者に限る。 精神障害者(2級)世帯、愛護手帳受給者(3度)世帯 戦傷病者(第4~6項症、第1款症)世帯 原子爆弾被爆者(健康管理手当証書)世帯	所得月額 158,000円以下	使用料の50%を減額

必要な手続き

●減額を申請したい方(新規)●

○申請書(住宅供給公社収納課、お近くの管理事務所、方面事務所にあります。)に、以下の書類を添えて申請してください。

- ①世帯全員の住民票の写し(続柄の表示のあるもの)***マイナンバーが記載されていないもの**
- ②世帯全員の所得及び扶養関係がわかる証明書(市民税・県民税証明書)
- ③低所得者減額を申請される方で、上記の証明書以外に減額理由を証明できる証明書を提出できる方は、その証明書(例 雇用保険受給資格者証、廃業届等)
- ④(減額の区分により)障害者手帳等

●現在、減額を受けている方(更新手続き)●

○収入申告書(兼家賃減免申請書)を提出された方のうち、減額を受ける要件を満たしている方は更新手続きは不要です。

○それ以外の方は2月上旬に終了の通知をお送りしますので、平成31年3月29日(金)までに管理事務所等で更新手続きをしてください。要件を満たせば引き続き減額を受けることができます。

定住促進住宅

家賃

定住促進住宅の家賃減額制度には、所得激減減額と子育て支援減額の2種類があります。

※重複して申請することはできません。

※定住促進住宅には駐車場使用料の減額制度はありません。

①所得激減減額

対象要件		減額後の家賃額	備 考
理 由	収入基準		
入居者若しくは生計を維持する方が イ. 死亡・失職 口. 離婚・行方不明 ハ. 疾病等による長期就業不能 二. 上記に相当する理由	所得月額 104,000円を超える 158,000円未満	51,200円	①申請のとき、理由の発生が3ヶ月以内の方が対象 ②減額期間は6ヶ月以内
	所得月額 104,000円以下	34,400円	

②子育て支援減額

対象要件(収入基準)	減額の内容	備 考
所得月額268,000円以下で 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯	家賃の 20%を減額	減額後の家賃は60,000円 を下回らない

必要な手続き

●減額を申請したい方(新規)●

○申請書(住宅供給公社収納課、お近くの管理事務所、方面事務所にあります。)に、以下の書類を添えて申請してください。

- ①世帯全員の住民票の写し(続柄の表示のあるもの)***マイナンバーが記載されていないもの**
- ②世帯全員の所得及び扶養関係がわかる証明書(市民税・県民税証明書)
- ③所得激減減額を申請される方は、減額理由を証明できる証明書
(例 雇用保険受給資格者証、廃業届等)

●現在、子育て支援減額を受けている方(更新手続き)●

○1月下旬に終了の通知をお送りしますので、次年度も該当する方は平成31年3月29日(金)までに管理事務所等で更新手続きをしてください。

収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる多くの待機者のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。

収入超過者及び高額所得者の認定基準については、以下のとおりです。

		基準額	
収入超過者	公営住宅	所得月額	158,000円超(裁量階層世帯は214,000円超)
	改良住宅	所得月額	114,000円超(裁量階層世帯は139,000円超)
高額所得者		高額認定月額	313,000円超

※裁量階層世帯とは、高齢者(名義人が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満)世帯、身体障害者(1~4級)世帯、中学校修了前の子供がいる世帯などです。

収入超過者の皆さまへ

収入超過者に認定された方には、住宅の明渡努力義務が課されています。自発的な退去に努めてください。転居先で公共的な住宅をお探しの方は、下記又は「栄市民サービスコーナー住まいの窓口」(電話:052-264-4682)にご相談ください。

高額所得者の皆さまへ

高額所得者に認定された方は、明渡請求を受けます。高額所得者の方には、公社からお知らせの文書をお送りして、転居計画の把握に努めるとともに移転のご相談など承っております。転居計画等について、下記へご連絡をお願いいたします。

●明渡請求制度のお問合せ先

名古屋市住宅供給公社 収納課

●営業時間／午前8時45分～午後5時15分

(毎週木曜日は午後7時まで受付)

●休業日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始

TEL.052-523-3882

手続きはお済みですか？

下記の場合には、申請・届出をしていただく必要があります。

これらの手続きは、区役所への各種届出とは別に、住宅使用上の手続きとして必要となりますのでご注意ください。

●承認申請が必要なもの

同居
親族が新たに同居する場合
名義変更(入居承継)
名義人が死亡または離婚などにより住宅を使用しなくなり、同居している家族が引き続きその住宅を使用する場合

●届出が必要なもの

子どもの出生
新たに子どもが生まれた場合
世帯員の転出

●申請・届出の用紙は、お近くの管理事務所、方面事務所にあります。

●手続きには、申請・届出の用紙のほか、内容に応じて住民票などの各種証明書類が必要となりますので、事前にご相談ください。

●内容や要件によって受付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(家賃の滞納がある場合、同居及び承継後の認定月額が基準を超える場合、世帯員及び同居させようとする者が暴力団員である場合など)

●手続きがお済みでないと、家賃の減額が受けられない場合があります。

高齢者等対応設備設置を通年で募集します

名古屋市では、高齢者の方などに住宅をより快適にご利用いただくため、対象者の方に対応設備(下記)の設置工事を行っております。

設置を希望される方は、お近くの管理事務所又は方面事務所にお申し込みください。なお、設置工事費は無料です。

●設置設備について

(1) 和式便器の洋式化

和式便器の上に簡易キットを設置し、洋式便器と同様にご使用いただけます。(手すりも設置します。)

(2) 浴室、トイレの手すりの設置

浴室、トイレの壁へ手すりを1か所設置するものです。

(3) 玄関前階段の手すりの設置

タウンハウス1階住戸のみに設置するものです。

(4) ドアノブ(玄関)のレバーハンドル化

玄関のドアノブをレバーハンドルに変更するものです。

※住宅によっては、設置対象外のものもあります。

※既に設置済みの方は、お申し込みできません。

●対象者について(以下のいずれかに該当する方)

(1) 満60歳以上の方

(2) 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までに該当する障害を有する方

(3) 戦傷病者手帳(恩給法の特別項症から第6項症または第1款症)所持者の方

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた方

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所入所者等の方

(6) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定を受けている方

※お申し込みの際は、対象者であることがわかる書類の添付が必要です。

家財の保険（火災保険）に加入しましょう

あなたの部屋からはもちろん、近隣の部屋からも、もし、火災が起きてしまったら、大切な家財が燃えてしまったり、消火活動で水浸しになって使用できなくなってしまうことも考えられます。

もしもの時に備えて、家財の保険(火災保険)に加入しましょう。

*保険の加入は任意です。

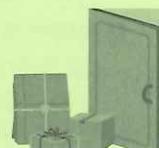
*特定の保険の斡旋は致しません。各保険会社の商品を幅広くご検討ください。



共用部分に物を置くことはやめましょう

階段や廊下は災害時の避難経路になります。また、普段でも車イス等を利用されている方の妨げとなりますし、放火の恐れもありますので、物を置かないでください。

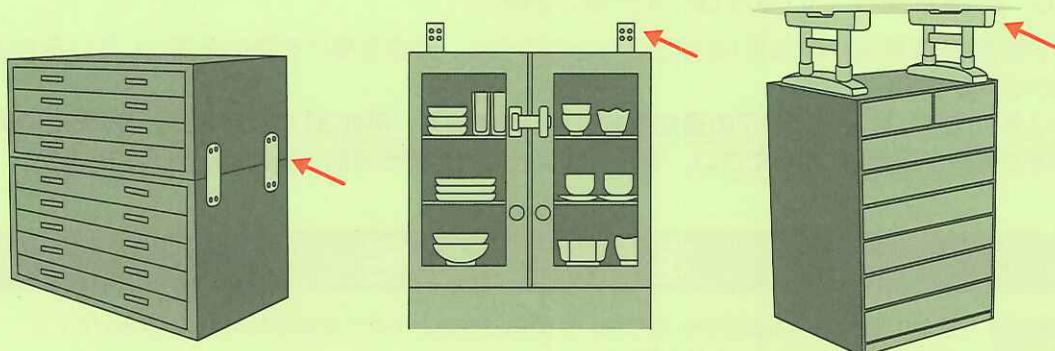
バルコニーも避難経路の一つです。いつも整理整頓をするとともに避難に支障をきたすような物は置かないでください。



地震から身を守るために

地震の際、家具が倒れたり、上に置いてある物が落ちたりするだけがや避難の障害になります。家具の固定・転倒防止やタンス・棚の上の物が落ちないようにしておきましょう。

また、寝室などは、家具などを置かずに安心できる部屋としましょう。



住宅に関するお問合せ先

■北部事務所

北区、西区、中区の住宅及び、
山田東荘、千種荘に
居住している方。

TEL.052-529-1261
FAX.052-523-7151

■西部事務所

中村区、中川区、港区(荒子川以西、
ただし、当知西荘、惟信南荘を除く)
の住宅に居住している方。

TEL.052-303-2251
FAX.052-303-2253

■南部事務所

瑞穂区、熱田区、港区(荒子川以東、および
当知西荘、惟信南荘)、南区、緑区、
天白区の住宅に居住している方。

TEL.052-823-1315
FAX.052-823-1317

「時間外緊急連絡センター」

ここにさっそく至急
TEL.052-523-4900
受付時間

月曜日～水曜日 金曜日	午後5時15分～ 翌日午前8時45分
木曜日	午後7時～ 翌日午前8時45分
休 所 日	午前8時45分～ 翌日午前8時45分

※このセンターでは、

特に緊急を要する修繕のみ受付します。
このため、修繕の内容によっては、翌日
以降に修繕を実施する場合もあります。

- 休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
 - 受付時間／午前8時45分～正午／午後1時～午後5時15分
- ※毎週木曜日は午後7時まで受付を行います。